

埋蔵文化財包蔵地の有無の照会（簡易版）

○太枠内にご記入の上、照会箇所之地図(住宅地図等)を添付してください。

○照会はFAX、メールでも受け付けています。照会箇所之地図(住宅地図等)を添付して下記の連絡先へお送りください。(送付状は不要です)

連絡先

菊川市教育委員会 社会教育課 文化振興係（菊川市埋蔵文化財センターどきどき）

電話 0537-73-1137 FAX 0537-73-1138

メール shakai@city.kikugawa.shizuoka.jp

No.	照会年月日	令和 年 月 日	受付者	
照会地	菊川市		面積	m ²
照会者	社名等		氏名	
	住所		連絡先	電話 FAX
現況	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()			
目的	集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等工事 農業基盤整備(農道等を含む。) その他農業関連事業 土砂採取 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 その他開発() 不動産照会 不動産鑑定			
着工予定日	令和 年 月 日	終了予定日	令和 年 月 日	

回答

1	周知の埋蔵文化財包蔵地（ 遺跡 ）の範囲内になるため、協議をお願いします。また、掘削をとまなう工事を実施する場合は工事着手 60 日前までに文化財保護法に基づく届出が必要となります。
2	周知の埋蔵文化財包蔵地（ 遺跡 ）の範囲内であり、遺跡の範囲確認のための 確認調査 が必要となりますので、協議をお願いします。また、掘削をとまなう工事を実施する場合は工事着手 60 日前までに文化財保護法に基づく届出が必要となります。
3	現在のところ周知の埋蔵文化財包蔵地の 範囲外 となりますが、遺跡の有無の確認のための 試掘調査 の実施について協議をお願いします。
4	現在のところ周知の埋蔵文化財包蔵地の 範囲外 となります。工事中に文化財が発見された場合はすみやかに教育委員会にご連絡ください。

担当

教育長	部長	課長	係長	係内	担当